



維新、国民民主が

## 緊急事態条項を巡る憲法改正案を発表

日本維新の会と国民民主党、衆院会派「有志の会」は6月19日、緊急事態条項を巡る憲法改正案を発表しました。緊急事態下で選挙実施が困難な場合、国会議員任期の6カ月延長を可能にする条文案を3月に公表していましたが、国会機能を維持するための規定を新たに追加しました。緊急事態下の衆院解散や国会閉会、改憲発議の禁止が柱となっています。

この改憲案によると、緊急事態時に国会議員の任期延長を可能としています。立憲民主党と共産党は、参院の緊急集会で対応すべきで憲法改正は不要だとしています。



長谷部恭男早大教授は、「従前の衆院議員の任期を延長し、それとともに従前の政権の居座りを認めるとするのは、本末転倒の改憲提案」と発言。任期延長は逆に緊急事態の恒常化を招きかねない。」と指摘しています。

また、石川健治東大教授は、「もし本気で緊急事態を心配するのなら、(参院の)緊急集会をいかに実効化できるかを議論するのが先決であり、それを後回しにする今の議論の仕方は、改憲の動機が実は緊急対応ではなく『お試し改憲』にあることを、自白しているようなものだろう。」と批判しています。

平和川柳[理不尽な世を変えたい]

難民法 多文化共生 目指そうぜ  
秘密保護 何が秘密か それ秘密  
慰霊の日 オバアの涙 我が事に

## 9条を世界に贈る”プロジェクト発足

足立区の市民団体

東京都足立区内に憲法9条を彫り込んだ碑を設置した市民団体「『九条の碑』を建立する会」は、6月22日9条を多言語(朝



鮮語、中国語、英語、フランス語、スペイン語)に翻訳したプレート(45センチ四方で緑色)を作成し、各国の平和団体に配る「『九条』を世界に贈るプロジェクト」に取り組むことを発表しました。

建立する会は「岸田政権はウクライナ戦争を口実に軍拡と戦争への道を進めている。武力ではなく平和外交の努力をすべきだ。9条の非戦の誓いを広め、世界の人々と連帯したい。」とプロジェクトを発足させました。同会の弁護士の長尾詩子さんは「世界に向けて日本の憲法9条を世界に広める動きは、9条に新しい息吹を吹かせることにもつながる」と強調しました。

## 重要法案 熟議なく次々成立

国民の反対や不安を置き去りにして次々と重要法案が熟議なく成立し、通常国会が6月21日閉会しました。①GX脱炭素電源法、②防衛財源確保法、③防衛産業強化法、④入管法改正、⑤マイナンバー関連法改正、⑥LGBT理解増進法。いずれも根幹部分で問題が指摘されたにもかかわらず、維新・国民民主が賛成(防衛財源確保法を除く)し、自民・公明が押し切って成立させました。

多くの問題が指摘されている法律です。さらに反対、見直しの声をあげていきましょう。

東戸塚9条の会 勉強会

7月9日(日) 13時~15時に変更

東戸塚地区センター2階

テーマ 平和構想提言会議の提言第4章

9の日宣伝 7月9日(日)15時~16時 東戸塚駅

# 安保3文書 防衛装備移転の推進

# 殺傷性兵器の輸出 到底許せない

安保3文書に基づく武器輸出の一層の拡大に向けた自民・公明両党の実務者協議が6月21日から本格的な詰め協議に入りました。自民党は、殺傷性のある武器の輸出解禁を狙っています。

## 「防衛装備移転3原則・指針」を見直し

安保3文書は、「防衛装備移転」に関し、インド太平洋地域で日本にとって望ましい安全保障環境を創出するための「重要な政策手段」などとして「防衛装備移転の推進のために、防衛装備移転3原則・運用指針をはじめとする制度を見直す」と書き込みました。これに基づいて今回の実務者協議が行われます。

## 武器輸出「原則禁止」から「原則解禁」へ

そもそも、この「防衛装備移転3原則・運用指針」は、2014年に当時の安倍晋三政権が決定したものです。それまで武器輸出を原則禁止していた「武器輸出3原則」を廃止し、「防衛装備移転3原則」と言い換えて武器輸出の原則解禁へと、憲法に基づいた国是を180度転換したのです。

それまでの「武器輸出3原則」は1967年に佐藤栄作首相が3つの地域（▽共産圏諸国▽国連決議による武器禁輸国▽国際紛争当事国とその恐れのある国）には武器輸出を認めないと国会で表明したものです。1976年には三木武夫首相が政府統一見解として、3つの地域以外も、憲法の問題にのっとり武器輸出を慎むと国会で答弁し、実質的に全面禁止されていました。

新たな見直し案 武器輸出3原則の経緯と	武器輸出3原則 (1967年)	佐藤政権	「国際紛争の当事国またはその恐れがある国」など <b>三つの原則に当たる場合は武器輸出を認めない</b>
	武器輸出に関する政府統一見解 (1976年)	三木政権	<b>三原則以外も「武器」輸出を慎む</b>
	防衛装備移転3原則 (2014年)	安倍政権	条約や国際約束、国連安保理決議の義務に違反する場合や紛争当事国には <b>輸出禁止</b> 平和貢献などの推進に資する場合または共同開発・生産や安保協力など <b>日本の安全保障に資する場合は認める</b>
	運用指針	岸田政権	国際法違反の行為を受けている国や武力による威嚇を受けている国などには <b>輸出を解禁する案</b>
	共同開発・生産などを除き殺傷能力のある武器は輸出を認めず		<b>変更検討</b>

実質的  
全面禁輸

全面禁輸を転換

武器輸出を制限する「三原則」のルール、どう見直す？	与党内議論のポイント	いまの運用ルール	見直しの論点
装備移転の目的	平和貢献・国際協力、同盟国などの安全保障協力の強化	救難、輸送、警戒、監視、掃海の5類型	国際法違反の侵略を受ける国への支援も追加？
移転できる装備品	共同開発と生産のための移転は可能。共同開発する相手国から、さらに第三国に移転する場合は、日本の事前同意が必要	移転できる部品の範囲は明示されず	地雷除去、教育訓練、通信などを追加？
第三国移転	共同開発と生産のための移転は可能。共同開発する相手国から、さらに第三国に移転する場合は、日本の事前同意が必要		日英伊が共同開発する次期戦闘機などを念頭に緩和？
部品の移転			F15戦闘機の中古エンジンなどを移転可能に？

## 殺傷性武器の輸出解禁の危険も

「防衛装備移転3原則」では、武器輸出を禁止するのは、国際条約や国連安保理決議に基づく義務に違反する場合や、国連安保理が実施する制裁などの措置対象となっている紛争当事国に対するものに限られています。（原則1）

武器輸出を認めるのは、「平和貢献・国際協力」や「我が国の安全保障」に資する場合（原則2）で、目的外使用と第三国移転について適正管理が確保される場合（原則3）とされました。

「防衛装備移転3原則」の「運用指針」は、米国など日本と安全保障面で協力関係がある国に対しては、戦闘機やミサイルなど殺傷能力を持った武器の輸出を共同開発・生産する場合に限り認めています。それ以外にも、救難、輸送、警戒、監視、掃海の5分野で武器輸出を認めています。殺傷性武器は含まれません。

協議では侵略を受けた国への支援を可能にし、武器輸出の5分野に地雷除去などを加える分野の拡大などが議論されているようですが、最大の問題は自民党内で強まっている「殺傷性武器の輸出解禁」の狙いです。

## 憲法の平和主義に反する

3文書は、「官民一体となって防衛装備移転を進める」ともし、軍事企業への支援拡充を強調しています。武器輸出の推進・拡大の動きは、憲法の平和主義に真っ向から反する「軍事国家づくり」の一環です。岸田・自公政権の危険な企てを許してはなりません。